

可搬形電動工具の安全性—  
第 1 部：一般要求事項

正 誤 票

区分	位 置	誤	正
本体	7.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 定格入力 (ワット又はキロワット) …。</li> <li>－ 製造業者若しくは責任を負う販売者の名称, …。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 定格入力 (ワット又はキロワット) …。</li> <li>－ 10 A を超える場合, 定格電流 (アンペア)。</li> <li>－ 製造業者若しくは責任を負う販売者の名称, …。</li> </ul>
	8.1	<p>クラス II の基礎絶縁だけによって充電部が分離した導電性部分は, 接触できないようにするのが原則である (JIS C 0365 の 7.3.1.2 など参照)。</p>	<p>工具は, 着脱できる部分を取り外した後でも, 充電部及び, クラス II 工具については, 基礎絶縁だけで充電部から分離されている金属部が偶然の接触に対して適切に保護されるような構造であり, かつ, 囲いがなければならない。さらに, 基礎絶縁との接触の危険に対する適切な保護がなければならない。</p>
	8.5	<p>コンデンサの金属ケースは, …分離しない。</p>	<p>コンデンサの金属ケースは, …分離しなければならない。</p>
	10.1	<p><b>備考</b> 定格電圧範囲の平均値の 10 % を超える定格電圧, 又は定格電圧範囲が…, 定格電圧範囲の上限及び下限について…。</p>	<p><b>備考</b> 定格電圧範囲の平均値の 10 % を超える定格電圧範囲が…, 定格電圧範囲の上下限について…。</p>
	11.2	<p>通常負荷状態, …トルク負荷状態若しくはこの規格群の第 2 部に規定する負荷状態, 又は温度上昇が…。</p>	<p>通常負荷状態, …トルク負荷状態又はこの規格群の第 2 部に規定する負荷状態のうち温度上昇が…。</p>
	表 2	<p>注<sup>(2)</sup> …。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ セルロース充てん材入り成形品, …及び紙ラミネート</li> <li>－ 油変性アルキド樹脂…</li> </ul>	<p>注<sup>(2)</sup> …。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ セルロース充てん材入り成形品, …及び紙ラミネート</li> <li>－ 交差結合ポリエステル, セルローストリアセレートフィルム, ポリスチレンテレフタレートフィルム</li> <li>－ 油変性アルキド樹脂…</li> </ul>
	11.5 備考	$\Delta t = \frac{R_2 - R_1}{R} (234.5 + t_1) - (t_2 - t_1)$ <p>(銅の場合)</p> $\Delta t = \frac{R_2 - R_1}{R} (225.0 + t_1) - (t_2 - t_1)$ <p>(アルミニウムの場合)</p>	$\Delta t = \frac{R_2 - R_1}{R_1} (234.5 + t_1) - (t_2 - t_1)$ <p>(銅の場合)</p> $\Delta t = \frac{R_2 - R_1}{R_1} (225.0 + t_1) - (t_2 - t_1)$ <p>(アルミニウムの場合)</p>
	12.1	<p>適否は, 12.2 に規定する状態で, …。</p>	<p>適否は, 11.2 に規定する状態で, …。</p>
	14.4	<p>試験は, 水の浸入及び水流の試験を実施することができる。</p>	<p>試験は, 別個の試料で実施することができる。</p>

区分	位置	誤	正																								
本体	15.1	適否は、15.2 及び…。これらの試験は 14.3 の試験の直後に取り外した部分を工具に再組立てし、電源に接続されていない工具について実施する。	適否は、15.2 及び…。これらの試験は、恒温槽内又は試料を規定温度にした部屋で、14.3 の試験の直後、及び取り外した部分を工具に再組立てした後に、電源に接続しない冷状態の工具について実施する。																								
	表 4	7. 当該箇所と外部導体用端子との間に 妥当な電圧…	7. 当該箇所と外部導体用端子との間に共 振電圧…																								
	18.1	可動試験電圧印加箇所部及び…。	可動部及び…。																								
	20.15	－ 工具の外側から…、20.1 及び 20.3 の試験。	－ 工具の外側から…、19.1 及び 19.3 の試 験。																								
	24.7	ピラー形端子は、…、25.2 に規定する …。	ピラー形端子は、…、24.2 に規定する…。																								
	24.8	ねじ形端子は、…、25.2 に規定する最 大断面積の導体を…。	ねじ形端子は、…、24.2 に規定する最小 断面積の導体を…。																								
	表 15 工具の定格電 流 25 を超え 32 以下 ねじ穴又はナ ットのねじ部 の長さ欄	3.5	3.0																								
	表 19	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離</th> <th>動作電圧</th> </tr> <tr> <th>130 V 以下 空間 距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">異極性の充電部間</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">充電部と基礎絶縁上の 他の金属部との間</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	距離	動作電圧	130 V 以下 空間 距離	異極性の充電部間	1.0	2.0	1.5	充電部と基礎絶縁上の 他の金属部との間	1.0	1.5	2.0	1.5	1.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離</th> <th>動作電圧</th> </tr> <tr> <th>130 V 以下 空間 距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">異極性の充電部間</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">充電部と基礎絶縁上の 他の金属部との間</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	距離	動作電圧	130 V 以下 空間 距離	異極性の充電部間	1.0	1.5	1.5	充電部と基礎絶縁上の 他の金属部との間	1.0	1.0	1.5
距離	動作電圧																										
	130 V 以下 空間 距離																										
異極性の充電部間	1.0																										
	2.0																										
	1.5																										
充電部と基礎絶縁上の 他の金属部との間	1.0																										
	1.5																										
	2.0																										
	1.5																										
1.0																											
距離	動作電圧																										
	130 V 以下 空間 距離																										
異極性の充電部間	1.0																										
	1.5																										
	1.5																										
充電部と基礎絶縁上の 他の金属部との間	1.0																										
	1.0																										
	1.5																										
	1.0																										
附属書	附属書 C C17.101	各試験中及び試験後に、…。特に、充 電部は、C9.1 の規定に従い、…、C9.1 に 規定した限度以下とする。 － 導体が緩んでも、…C28.に規定した 数値以下に低下しない。	各試験中及び試験後に、…。特に、充 電部は、C8.1 の規定に従い、…、C8.1 に規定 した限度以下とする。 － 導体が緩んでも、…C27.に規定した数 値以下に低下しない。																								
	附属書 C C17.103	a) 関係する部分が…、C28.に規定した …。	a) 関係する部分が…、C27.に規定した…。																								
	附属書 C C20.103	保護インピーダンスは、…C9.1 に規定 した数値以下とする。	保護インピーダンスは、…C8.1 に規定し た数値以下とする。																								
	附属書 IA	ゲルマニウムダイオードを用いている のは、…。全接合タイプが望ましい。	ゲルマニウムダイオードを用いているの は、…。金接合タイプが望ましい。																								

平成 19 年 1 月 5 日作成